

2. ピックアップニュース



下請課

多様な団体（事業者、専門家）への下請法の説明と普及啓発

取引課

- (1) 中部事務所取引課主催の消費者セミナー
- (2) 優越的地位の濫用行為に係る講習会

経済取引指導官

- (1) 経営指導員研修会への講師派遣
- (2) 令和4年度上半期の入札談合等関与行為防止法研修会への講師派遣の状況
- (3) 中部事務所の企業結合審査

総務課

- (1) 独占禁止政策協力委員からの意見聴取
- (2) 独占禁止法教室
 - ア 高校・中学向け独占禁止法教室
 - イ 大学向け独占禁止法教室
- (3) 相談件数の動向（7月～9月）



■ 下請課

多様な団体（事業者、専門家）への下請法の説明と普及啓発

公正取引委員会では、従来から、下請法の説明会・研修会を開催するとともに各種団体に講師を派遣し、参加者のニーズに応じた下請法の説明を行い、その普及啓発に努めているところです。

中部事務所では、令和4年7～9月において、中小企業者の団体、各種社団・財団法人、弁護士会、税理士会の会員を対象に下請法の説明を行いました。

また、説明終了後には個別に質問をいただくこともあり、参加者の皆さんが抱える疑問・課題を解決できるようサポートしています。

講師派遣の御希望がございましたら、中部事務所下請課（電話：052-961-9424）までお気軽にお電話ください。

（個別質問の一例）

Q 親事業者である。下請事業者に製造を委託した部品Aについて、下請業者に検査を委託しておらず、当社も検査を行っていない。後日、部品Aが不良品であることが発見された。この場合、当社は、下請業者に部品Aを返品することは可能か？

A 親事業者が受入検査を行わず、かつ、下請業者に検査を委託していない場合には、納品後に部品Aが不良品であることが発見されても、下請法上、返品は認められません。

■ 取引課



(1) 中部事務所取引課主催の消費者セミナー

9月14日に中部事務所取引課主催の消費者セミナーを開催し、独占禁止法及び景品表示法の概要、最近の違反事例を紹介しました。今回、中部事務所主催としては初めてオンラインによる開催を試みましたが、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内）に在住・在勤・在学の21名の方に参加していただきました。

参加者の方からは、「新型コロナウイルス感染症の感染等を気にせず、安心して参加できた」、「クイズなどの導入もあり聞きやすかった」といったオンライン開催について好意的な感想をいただいた一方、「質疑応答の時間を設けてほしかった」、「公取委は敷居が高い印象があるので、今回のようなセミナーを開催することで、消費者に身近な存在であるということを広げてほしい」といった御意見もいただきました。今後、開催する消費者セミナーにおいて反映できるよう検討してまいります。

(2) 優越的地位の濫用行為に係る講習会

7月20日に浜松市で優越的地位の濫用規制及びスタートアップに関する講習会を開催しました。中部事務所取引課のほか、本局取引調査室からも講師が派遣され、説明を行いました。

参加者の方からは、「自社の取引においても問題となる行為を受けていないか、また逆に取引先に対して不当な行為を行っていないか改めて確認したいと思う」、「モデル契約書があることは、スタートアップ事業者にとって、とても参考になると思われる」といった感想をいただきました。



■ 経済取引指導官

(1) 経営指導員研修会への講師派遣

公正取引委員会では、経営指導員の方々に独占禁止法及び下請法の理解を深めていただくため、全国の商工会又は商工会議所が実施する経営指導員研修会に講師を派遣しています。

中部事務所では、6月から9月の間に静岡県商工会連合会、岐阜県商工会議所連合会及び愛知県商工会連合会が主催して開催された経営指導員研修会に講師を派遣しました。岐阜県商工会議所連合会及び愛知県商工会連合会については、オンラインで講師派遣を行い、静岡県商工会連合会については、新型コロナウイルス感染症の感染動向が落ち着いていたため、主催者の要望に応じて対面とオンラインのハイブリッド方式で講師派遣を行いました。

研修会では、主催者の要望により、主に独占禁止法及び下請法の2つの法律の基礎的な内容についてお話しました。講師は、法律の内容について、分かりやすく要点をまとめ、受講者の視覚に訴えるような資料を作成するとともに、実際の違反事例を基に法律の説明を行うなどして、受講者が法律の内容を理解しやすいように工夫しました。

受講者からは、「独禁法関連の相談はこれから増えてくると思うので、大変参考になった」、「下請法についてはこれまであまり意識していなかった法律であったが勉強になった」などの意見をいただき、独占禁止法及び下請法の基礎についておおむね御理解いただけたと思います。

(2) 令和4年度上半期の入札談合等関与行為防止法研修会への講師派遣の状況

公正取引委員会では、地方公共団体等（発注機関）からの依頼を受けて、入札談合等関与行為防止法研修会に職員を講師として派遣しています。

中部事務所では、令和４年度の上半期に、２１の発注機関にそれぞれ４５分から９０分程度のお時間をいただき御説明をしました。令和４年度の上半期については、下表のとおり、前年同期に比べて、講師派遣を行った発注機関数等が大幅に増えました。

	令和４年度	令和３年度
講師派遣機関数	21	12
受講者数	726	540

※令和４年度、同３年度ともに講師派遣の方法は全てオンライン

その要因について分析すると、まずは、発注機関のオンライン研修を開催する体制が整ったことが考えられます。令和３年度については、いくつかの発注機関から、「設備等の都合でオンラインでの研修は難しいので対面で講師を派遣してほしい」という依頼をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等により県外への移動等が制限されており、対面での講師派遣についてお断りせざるを得ない状況でした。しかし、令和４年度については、講師派遣依頼をしていただいた発注機関の全てがオンラインによる講師派遣に了承していたき、多くの講師派遣を実施することができました。

もう１つの要因としては、年度当初に管内の発注機関に送付している研修会の講師派遣に係る案内文書の送付数を大幅に増やしたことが挙げられます。令和３年度については、令和２年２月末まで愛知県及び岐阜県に緊急事態宣言が発令されるなど、全国において新型コロナウイルス感染症が流行していました。このため、発注機関の研修開催の負担を考慮し、比較的規模の大きい２８３の発注機関に案内文書を送付しました。これに対して、令和４年度は、中部事務所において、令和３年度中にオンラインによる研修を多く実施しており、各発注機関においてオンライン研修の実施体制が整いつつあるという状況を把握していたため、送付先を大幅に増やして、３９２の発注機関に案内文

書を送付しました。

今年度の下半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対面での講師派遣にも柔軟に対応していきたいと考えています。

(3) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期ごとに公正取引委員会のホームページで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和4年4月～6月の期間中に9条通知を行った案件について令和4年8月に公表を行いました。その中で中部事務所が審査を行った案件は下表の1件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R4.5.25	名古屋鉄道(株)及び(株)オンセブンデイズ	鉄軌道事業	株式取得	50%超	R4.6.2

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>



■ 総務課

(1) 独占禁止政策協力委員からの意見聴取

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設けています。そして、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について御意見・御要望を伺っています。7月から9月までの間においては、公正取引委員会中部事務所職員が5名の独占禁止政策協力委員から、公正取引委員会に対する期待、地域経済の実情と競争政策上の課題等についてのお話を伺いました。

(2) 独占禁止法教室

ア 高校・中学向け独占禁止法教室

令和4年9月7日、感染対策を講じつつ、愛知県立古知野高校において、独占禁止法教室を実施しました。早い段階で独占禁止法の役割を理解していただくことは大切だと考えておりますので、今後も積極的に高校・中学向け独占禁止法教室を行ってまいります。

イ 大学向け独占禁止法教室

令和4年7月から9月までの間に、岐阜県、静岡県及び愛知県の大学で、独占禁止法教室を4回実施しました。実施方法は、対面方式（1回）とオンライン方式（3回）でした。参加者からは、「シミュレーションゲームを通して競争政策の意義について知ることができた。」、「ドラマ『競争の番人』を観ていたので、ドラマで出てきた、『不当廉売』という用語の説明を聞くことができ、理解が深まった。」等の感想をいただきました。

(3) 相談件数の動向（7月～9月）

中部事務所に寄せられた「令和4年度第2四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が191件（前年度同期96件）、下請法関連が439件（同314件）となっています。

前年度同期に比べて、独占禁止法関連では95件増加、下請法関連では125件増加となり、原材料価格等の上昇のなか、引き続き多くの相談が寄せられました。

